

社会福祉法人自由学苑福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人自由学苑福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程による役員とは、社会福祉法人自由学苑福祉会理事及び監事をいう。

2 この規定による評議員とは、社会福祉法人自由学苑福祉会定款の定めによる評議員をいう。

第2章 報酬等

(理事会等の出席報酬)

第3条 役員及び評議員が、理事会又は評議員会に出席した場合、別表1のとおり支払うことができる。

2 同一日において、前項に重複して出席した場合、どちらか一方を支払い、重複しての支払いはしない。

(理事会等の業務報酬)

第4条 役員及び評議員が、第3条に該当する用件以外で公務のため業務に従事した場合は、別表2のとおり支払うことができる。

(常勤役員報酬)

第5条 第3条及び第4条にかかわらず、継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、別表3の役員等報酬表に定める基準額を上回らない金額を、理事会において決定し、各人に支給することができる。

2 本条による報酬を支払う場合、他の報酬を重複して支払わない。

(報酬の支払方法)

第6条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第5条に該当する役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、当月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の本人口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条及び第4条に該当する役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払いは、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費

等を支給することができる。

(改正)

第 8 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000 円	5,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円	5,000 円

別表 2 (第 4 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	5,000 円	5,000 円
監事監査指導報酬等	5,000 円	5,000 円

別表 3 (第 5 条関係)

役員等報酬表 (金額は月額)

(単位 : 円)

在職年数	理事長			副理事長			理 事	
	施設長	管理 者	主 任	施設長	管理者	主 任	施設長	主 任
1 ~ 5	400,000	200,000	280,000	400,000	200,000	280,000	400,000	240,000
6 ~ 10	450,000	225,000	315,000	450,000	225,000	315,000	450,000	270,000
11 ~ 15	500,000	250,000	350,000	500,000	250,000	350,000	500,000	300,000
16 ~ 20	550,000	275,000	385,000	550,000	275,000	385,000	550,000	330,000
21 ~ 30	600,000	300,000	420,000	600,000	300,000	420,000	600,000	360,000
31 ~	600,000	300,000	420,000	600,000	300,000	420,000	600,000	360,000

※上記の金額を上限として、各施設の他職員とのバランスを考慮の上、理事会において決定する。

※施設長、主任は複数施設を兼務することはできないが、理事長及び副理事長が管理者として、複数施設を兼務することはできる。

※在職年数は、各役員（理事長・副理事長・理事）での在職年数または、各役職（施設長・管理者・主任）での在職年数のいずれかを採用する。

別表 4（第 7 条関係）

名 称	報酬 1 日	旅 費
報酬及び旅費	5,000 円	実費